

(第62号議案)

中野区特別職報酬等審議会条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料及び期末手当の額(以下「議員報酬等の額」という。)について、次条の規定による意見の求めに応じ、審議するため、区長の附属機関として、中野区特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>第2条～第7条 (略)</p> <p>付 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額(以下「議員報酬等の額」という。)について、次条の規定による意見の求めに応じ、審議するため、区長の附属機関として、中野区特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>第2条～第7条 (略)</p> <p>付 則 (略)</p>